

第四次地域管理経営計画書

(伊那谷森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成30年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	16
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	17
(5) その他必要な事項	・・・	18
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	19
(1) 巡視に関する事項	・・・	19
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	20
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	20
(4) その他必要な事項	・・・	21
3 林産物の供給に関する事項	・・・	22
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	22
(2) その他必要な事項	・・・	22
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	23
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	23
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	23
(3) その他必要な事項	・・・	23
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	24
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	24
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	24
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	24
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	24
(2) 分収林に関する事項	・・・	25
(3) その他必要な事項	・・・	26
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	26
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	26
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	26

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。また、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、中でも地球温暖化防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表されたところである。ここでは、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という3つの基本理念の下に、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げているところである。この「森林・林業再生プラン」は、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられたところでもある。

更に、平成23年3月に東日本大震災及び長野県北部地震が発生し、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害もたらされた。このため、復旧資材の供給など当面の被災者の生活再建に向けた取組を進めるとともに、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生の加速化による川上から川下までを通じた効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用等を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していく必要がある。

加えて、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業について、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図るための仕組みの創設など、国有林野の管理経営に関する法律等が改正されるとともに、これらに即した管理経営基本計画が策定されたところである。

今後は、法律改正の趣旨を踏まえ、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していく必要がある。

本計画は、第三次計画（平成20年4月1日から平成25年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を幅広く把握した上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ、「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の伊那谷森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定める第四次計画（平成25年4月1日から平成30年

3月31日)である。

今後、伊那谷森林計画区における国有林野の管理経営は、国の地方支分部局、関係県、関係市町村などの行政機関と一層の連携を図るとともに地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、伊那谷森林計画区の全森林面積の22%にあたる国有林野70,606haである。

当計画区は長野県の南東部で天竜川、富士川及び矢作川の上流部に位置し、天竜川源流部の赤石山脈及び木曾山脈等の亜高山帯は、コメツガ、シラベ、カンバ等の天然生林となっており、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス県立自然公園、三峰川水系県立自然公園に指定されている。

当該計画区の森林は、下流部の生活用水等の重要な水源地帯であるとともに、大断層の「糸魚川－静岡構造線」と「中央構造線」の二大構造線が通るなど、複雑な地形、地質の条件から、水質保全や土砂の流出・崩壊の防備等の国土保全の役割が重要であり、国有林野面積の96%が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されている。

本計画区は、高速交通網の整備により利便性が図られ、また、優れた自然景観等に恵まれた、南アルプス、八ヶ岳連峰、霧ヶ峰周辺、中央アルプス等の観光地及び森林を利用した森林浴等の保健休養や登山などの場として、首都圏及び中京圏等から多くの人が訪れている。

このため、当計画区内の国有林野の有する水源涵養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを第一とし、併せて地域に根差したヒノキ、カラマツ人工林の育成等、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行うこととする。

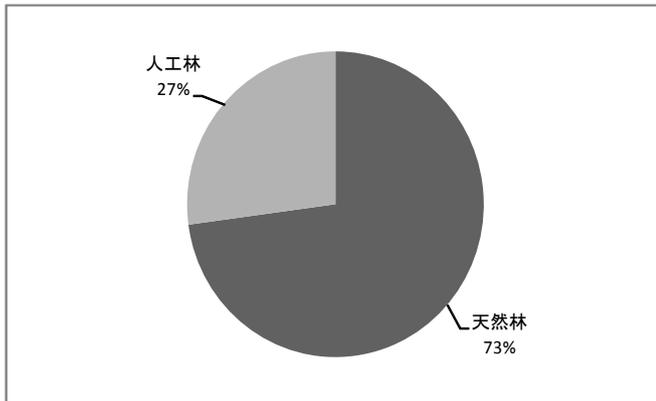
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

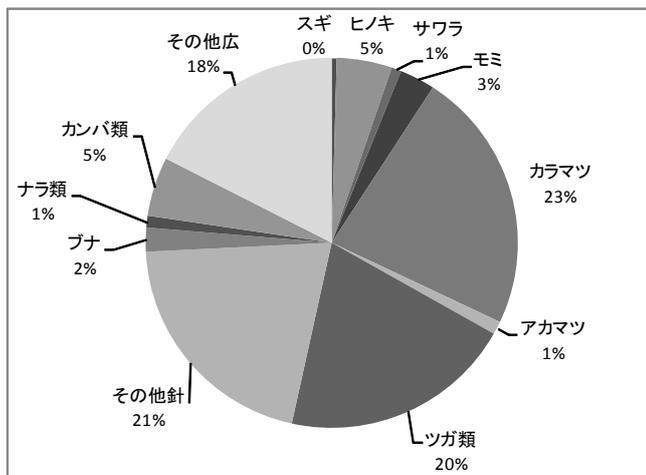
当森林計画区の森林の現況(24年3月時点)は、天然林73%、人工林27%となっており(図-1参照)、主な樹種としてはカラマツが23%、ツガ類・その他針葉樹が20%ずつを占めている。(図-2参照)

また、人工林の齢級構成は8齢級から11齢級が多くを占めている。(図-3参照)

図－1 人工林・天然林の分布（面積比）

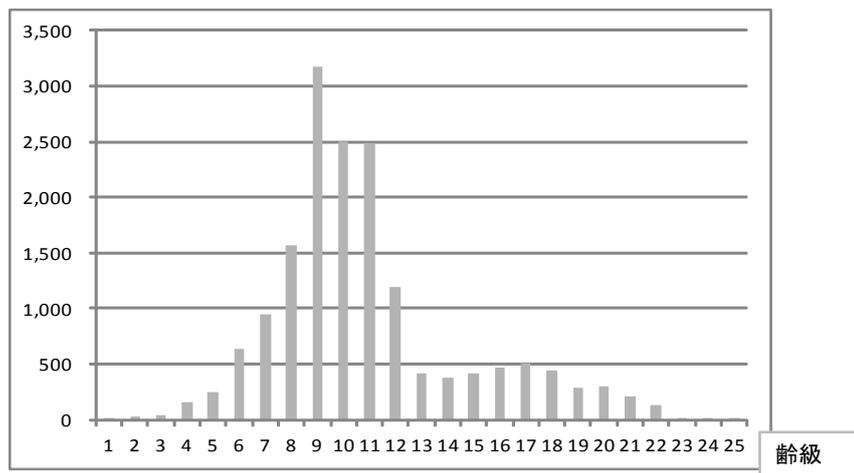


図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級（注）構成（面積別）

（単位：h a）



注：齢級

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成24年度は実行予定を計上した。）

伐採総量に関しては、主伐は、分収林の契約満了に伴う伐採に取り組んだほか林業専用道の開設に伴う支障木の伐採等があったことなどから、また、間伐は林分状況から未実施とした箇所があったものの現地調査の結果、事業箇所毎の収穫量で計画を上回る森林が多かったことなどから、主伐、間伐のいずれも計画を上回る結果となった。なお、臨時伐採量を含めた計画量との対比ではほぼ計画どおりの実績となっている。

更新・保育総量に関しては、分収林伐採の大半が計画期間の後半に集中し更新の必要な面積が当初予定より少なくなったため人工造林は計画を大きく下回る結果となった。これに伴い下刈も計画を下回ることとなったが、その他の保育施業については、森林の状況に応じて必要な施業を積極的に実施した。また、天然更新については、更新を促す補助作業を行ったものの計画どおりの更新完了とならなかった。

林道に関しては、一定の予算の中で森林整備事業の時期等を勘案し局内の優先順位を考慮したこと、さらに、地形・地質条件等から当初予定に比べ開設コストが掛かり増しになる箇所が多かったことなどから開設実績が計画を大きく下回る一方、台風や集中豪雨等による被害が多く発生しその復旧等が必要となったことから、改良は計画を大きく上回る実績となった。

項目	計画	実績	実施率
伐採総量	269,000m ³	268,297m ³	100%
主伐	16,058m ³	20,217m ³	
間伐	240,691m ³	248,081m ³	
臨時伐採量	12,251m ³	-	
更新総量	206ha	51ha	25%
人工造林	47ha	6ha	13%
天然更新	159ha	45ha	28%
保育総量			
下刈	152ha	94ha	62%
つる切・除伐	1,015ha	1,356ha	134%
林道			
開設	4,600m	2,000m	44%
改良	63箇所	146箇所	232%

注：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので集計上、主伐・間伐に整理している。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて、各般の取組を推進していくこととする。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・松くい虫被害対策、ナラ枯れ対策及び巡視
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等による食害・剥皮防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の確実な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上さ

せるとともに木材利用を推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林へのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・中部森林管理局ホームページ等の充実による情報発信
- ・保護林及び緑の回廊のモニタリング等の着実な実施

注：モントリオールプロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

④ 政策課題への対応

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

災害防止や荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保全機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から育成林を対象に間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

更に、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとと

もに、保護林において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 森林・林業の再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、民有林との連携の下、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共有化を図り、施業の合理化に取り組むこととする。

ウ 山村地域の振興

地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には

国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(立地条件(海岸)により除外する場合もある。)
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林、(立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に区分する場合がある。)
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、(立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に区分する場合がある。)
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(立地条件(都市部)により除外する場合もある。)
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示)

また、間伐等の推進、伐採林齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層^{じゅかんそう}から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民の森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施することとする。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網^{ろもつ}については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

なお、ニホンジカによる森林植生への食害が拡大の一途にあり、人工林のみに限らず、天然林、高山植物等の植生にも及んでおり、多様な生物多様性の保全、国土保全の面からも大きな問題となりつつあることから、地域住民及び環境行政等との調和も図る中で適正な生息頭数への抑制措置を積極的に講じていく方針である。

林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・搬出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で年齢構成の平準化や地域ニーズ等に応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していくこととする。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（当該計画区の49%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林^{しんこうこんこうりん}や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用により的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c カラマツ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：h a)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	34,724	34,724	0

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の30%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は原則として現況の森林を維持することを目的とした天然生林へ導くための施業として自然の推移に委ねる管理を行うこととする。
- b 自然維持タイプの森林のうち原生的な森林生態系を保護する南アルプスの光岳周辺の森林（南アルプス南部光岳森林生態系保護地域）や、八ヶ岳西岳のヤツガタケトウヒ等を保存するために必要な森林（西岳ヤツガタケトウヒ等林木遺伝資源保存林）等を引き続き保護林として管理していくこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ	うち、	
		保護林	
面 積	21,321	18,442	

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の4%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等をそれぞれの利用形態等に応じ維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然林は天然生林へ導くための施業によるほか、カラマツ人工林等については、原則として育成複層林へ導くための施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景伐などを推進することとする。
- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設や森林の整備を行うことが適当と認められる北八ヶ岳自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：h a)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
		面積

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプの国有林野（当該計画区の16%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養^{かん}機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源涵養^{かん}機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から将来にわたって、人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるカラマツ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、健全な育成単層林を維持するための施業を実施する。また、比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。
- b 特定の水源の保全、景観維持等を図るため、必要な林分については、複層伐等により育成複層林へ導くための施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- c 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分については、択伐により育成複層林及び天然生林へ導くための施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水源涵養^{かん}タイプの面積 (単位：h a)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	1 1 , 5 4 6

なお、機能類型ごとの管理経営については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 横川地域（横川国有林）

当地域は、木曾山脈北端の経ヶ岳（2,296m）を頂点とする北側3,596haの地域である。地形は全般に起伏が大きく、急峻長大な山腹斜面となっている。

(ア) 唐沢、大滝沢流域及び黒沢上流部は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 三級の滝及び蛇石周辺は優れた景観を有することから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源涵養^{かん}機能を重点的に発揮させるため、水源涵養^{かん}タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 東俣地域（東俣国有林）

当地域は、フォッサマグナ地帯にあって霧ヶ峰火山群に属する鷲ヶ峰（1,797m）を頂点とした南北に広がる西側1,668haの地域である。

地形は稜線部が起伏の小さい高原帯となっているが、この台地状の周縁部から山麓部にかけては、急斜面となっている。

(ア) 東俣国有林入口周辺及び和田峠に至る国道142号の周辺は、地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国有林上部に位置するビーナスライン周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び第2種、第3種特別地域に指定され優れた自然景観を有すること、八島高原内の一部地域は国の天然記念物（霧ヶ峰湿原植物群落）に指定されていることから自然環境の保全機能や保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 観音沢と合倉沢が合流する東俣川周辺並びにその他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 八ヶ岳地域（冷山、東嶽、編笠山、青ナギ、鷹巣場、西嶽国有林）

当地域はフォッサマグナ地帯にあって、北部の蓼科山（2,530m）から最南部の編笠山（2,524m）の間に標高2,000m以上の山峰が連なる6,603haの地域である。

八ヶ岳は、火山活動の新旧によって夏沢峠を境に北八ヶ岳と南八ヶ岳に二分される。北八ヶ岳に属する冷山国有林付近の山頂部は緩斜面をなすが、南八ヶ岳、権現岳一帯は峻峰をなし急峻地が多い。南端の西嶽及び編笠山国有林は南八ヶ岳の裾野に形成された広い山麓緩斜面上に位置している。

(ア) 北八ヶ岳周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区、第2種、第3種特別地域に指定され、シラベ帯における我が国を代表する縞枯山の縞枯現象や、優れた景観から自然環境の保全機能や保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 南八ヶ岳周辺の東嶽国有林の柳川上流一帯及び西嶽・編笠山国有林中腹上部は地形地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 夏沢峠から赤岳、権現岳に至る稜線一帯は同上公園特別保護地区及び第1種特別地域に指定され、優れた景観から自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 富士見高原保健休養地に接する一帯は、引き続きレクリエーションの森として提供し、地域振興に寄与しつつ保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(オ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 金沢地域（金沢山国有林）

当地域は赤石山脈の最北端にあり、標高920～1,640mで、緩中傾斜地域が多い713haの地域である。

(ア) 国有林下部の沢沿いは、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

オ 黒河内地域（黒河内国有林）

当地域は赤石山脈の北部に位置し、入笠山（1,955m）から南の甲斐駒ヶ岳（2,967m）、仙丈ヶ岳（3,033m）、地藏岳（2,371m）を経てヤケガレノ頭を結ぶ稜線に囲まれた7,647haの地域である。

地形は全般に起伏が大きく急峻であり、一部、小黒川上流には緩やかな地形が見られる。

（ア）小黒川流域の東谷右岸一帯及び塩沢、尾勝谷地区は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）白岩岳、鋸岳、双児山、仙丈ヶ岳の稜線に囲まれた一帯は、石灰岩の露出、露岩地、岩壁が多く急峻で特異な地形をなし、また南アルプス国立公園特別保護地区及び第1～3種特別地域に指定されており、戸台川流域を含め自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）入笠山の南側斜面一帯は、山頂の優れた眺望、大阿原湿原の植物群、テイ沢の清流などがあり、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（エ）その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 浦地域（塩沢、浦国有林）

当地域は、仙丈ヶ岳（3,033m）から南の三峰岳（2,999m）を経て塩見岳（3,047m）、本谷山（2,658m）を経て奥上野（1,772m）を結ぶ稜線に囲まれ、地形は、全般に起伏が大きく急峻な山腹斜面で12,594haの地域である。

（ア）塩沢国有林及び丸山谷、小瀬戸谷（上部）、東風巻谷（上部）、黒桧谷、荒川、巫女淵、抜沢（上部）、西風巻谷（上部）地区、薙沢流域は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）仙丈ヶ岳、三峰岳、塩見岳の一帯は、コメツガ・シラベ・アオモリトドマツ等の亜高山性樹種からハイマツ・クロユリ等の高山植物が分布しており、南アルプス国立公園特別保護地区及び第1～3種特別地域にも指定されている。また、巫女淵の一部は石灰岩の断崖と溪谷及びその谷間に生育する天然カラマツ・ヤツガタケトウヒ・ヒメバラモミ等のおりなす特異な景勝をなしており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 手良沢山地域（手良沢山国有林）

当地域は鉢伏山（1,454m）等が占める403haの地域である。

全域が水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ク 中央アルプス地域（赤穂、黒川、中田切、大島山、飯島、上片桐国有林）

当地域は、将基頭山（2,672m）の南、伊那市と宮田村界を北端とし木曾山脈に沿って木曾駒ヶ岳（2,956m）、空木岳（2,864m）を経て本高森山（1,890m）を南端とする稜線の東斜面に位置し、地形は、極めて急峻で荒廃地が多い9,788haの地域である。

（ア）大部分は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）将基頭山の南、伊那市と宮田村界から空木岳を経て越百山（2,613m）に至る稜線の急峻な地形一帯は、カール、断崖等の特異な地形をなし、中央アルプス宝剣岳の千畳敷カールは長野県指定の史跡名勝天然記念物及び中央アルプス県立自然公園第1種、第2種特別地域に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮するため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ乗りロー帯は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ケ 四徳地域（四徳、中山国有林）

当地域は、小渋川の支流、四徳川と鹿塩川にはさまれた上・下伊那郡界の尾根に沿った脆弱な花崗岩地帯で、昭和36年の集中豪雨災害により崩壊が各所に発生した。

地域面積は863haである。

その全域が地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

コ 大河原地域（大河原、塩川国有林）

当地域の大部分は中央構造線の外帯に属し（安康沢から西の2082～2086林班約300haは内帯に位置する）、赤石山脈の本谷山（2,658m）から小河内岳（2,802m）を経て主峰赤石岳（3,120m）に至る稜線、赤石岳から西方にのびる支脈上の鬼面山（1,889m）の北側を結ぶ稜線に囲まれ、地形は稜線部はゆるやかであるが、山腹は急峻であり荒廃地が多い8,309haの地域である。

（ア）大河原国有林の小渋川左岸の大部分は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）塩川国有林の稜線部及び大河原国有林の小渋川右岸は、石灰岩地帯特有のシダ群生

地や亜高山帯から高山帯における特有の植生をなし、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 遠山地域（遠山本谷、須沢、池口、梶谷、木沢、程野山、押出、青崩、八重河内
国有林）

当地域は、赤石山脈の南部で、木沢、押出、程野山の北部が内帯に位置する外は、中央構造線の外帯に属し、赤石山脈の大沢岳（2,819m）から西の尾高山（2,212m）を経て鬼面山の北側に至る稜線と、大沢岳から聖岳（3,013m）を経て赤石山脈南端の光岳（2,591m）、光岳から南西の支脈上の熊伏山（1,653m）に至る稜線に囲まれた13,868haの地域である。

地形は、深い溪谷を刻み、長大な斜面を形成し、破碎帯や断層が多く脆弱な地質となっている。

（ア）地域の大部分は、地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）大沢岳、聖岳、光岳の稜線部一帯及び北又沢の一部は、南アルプス最南端の象徴的な山岳地帯である。また、南アルプス国立公園特別保護地区及び第2種、第3種特別地域、光岳周辺は、森林生態系保護地域保全利用地区に指定されていることから、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）しらびそ峠から尾高山の一帯は、優れた景観を有し、保健休養の場となっていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 大乘坊山・沢山・氏乗山地域（大乘坊山、沢山、氏乗山国有林）

当地域は、それぞれ中央構造線の内帯に属し、赤石山脈の前山の伊那山脈西側に位置している2,116haの地域であり、稜線は緩い線形であるが各沢は急峻で荒廃地も多い。

当地域は地形、地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 陣ヶ沢・兀嶽・阿智・下条地域（陣ヶ沢・兀嶽・阿智・下条国有林）

当地域は天竜川右岸、木曾山脈の東側南端に位置し、花崗岩を主とする2,438haの地域で、地形は全般に起伏が多く、緩斜面が少ない。

（ア）阿智・下条国有林の大部分は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）阿智国有林の神坂峠周囲は、史跡名勝天然記念物（神坂峠祭祀遺跡）の指定があり、南アルプス等の眺望に優れて、保健休養の場となっていることから、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれ

ぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 陣ヶ沢・兀嶽国有林は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、飯伊地域林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、当流域では、低コスト作業システムの紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などの要望があることから、低コスト作業システムについての現地検討会等の実施や、ボランティア団体等への活動の場の提供等に優先的に取り組むこととする。また、県、市町村等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとする。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

低コスト作業システム現地検討会等を開催し、低コスト作業システムの定着等に取り組む。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設置等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：h a）	
	国有林	民有林
1	1, 0 0 7	2, 7 0 1

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取組を推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

コンテナ苗、天然更新等の低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取り組みを推進する。

エ 当計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取り組みを推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

ア 伐採総量 (単位：m³・ha)

区分	主伐	間伐	計
計	36,567 《22,071》	223,433 (2,356)	260,000

注1：()は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

イ 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	28	16	45

ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	した がり 下 刈	つる切	じよ ぼつ 除 伐	えだ うち 枝 打
計	2 8 8	6 1 8	1 8 6	—

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	1 5	3 8 , 6 5 0	6 6	1 , 9 7 0

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5)その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」としての位置づけを踏まえ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、森林・林業や多様で豊かな自然環境に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取り組みを進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進することとする。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる健全な森林を育成するための森林整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進することとする。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化のための施業、里山整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

特に、貴重な自然環境としての天然林や植物群落、特徴的な地形・地質等については、

国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林や緑の回廊として適切に保護・保存を図って行くこととする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組むよう努めることとする。

④ 治山事業の計画的な実施

当計画区は、「糸魚川－静岡構造線」と「中央構造線」の二大構造線が通るなど多くの断層があり、大規模な山地崩壊、地すべりが発生しやすい複雑で脆弱な地質構造となっている。このため、昭和36年の豪雨災害、大西山の大崩壊並びに昭和57・58年の台風災害等過去再三にわたり大規模な山地災害に見舞われ、山地と集落が近接していることから人命、財産に大きな被害を受けてきた。また、平成18年7月の豪雨災害により岡谷市や辰野町などで土石流が発生し、多くの尊い人命が失われた。

このようなことから、治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくりを進めるとともに、伊那谷流域及び静岡県^{かん}の重要な水源地帯であることを踏まえ、水源涵養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

なお、当計画区の治山事業において重要な位置を占める民有林直轄治山事業の中川、小渋川及び松川入の各地区においては、前沢川、大西山、鳶が巣等の大規模崩壊地の復旧促進、松川ダムへの土砂流入の抑止を重点とし、計画的な実施に努めることとする。

また、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、レクリエーションの森等への入林者も多い上、春季においては山菜取りシーズンと乾燥期が重なり山火事発生の危険が増大することから地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化するとともに、地元自治体等と連携した取り組みの推進に努めることとする。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行うこととする。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

このうち、松くい虫被害は、当該計画区の国有林内において一部のみにとどまっているが、民有林においては引き続き被害発生が見られることから、林野巡視等により早期発見に努め、発見した場合は松くい虫被害対策推進連絡協議会等の場を通じて民有林と協調しつつ、より効果的な防除等を実施することとする。

また、カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

ア 希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

イ 当計画区には、尾勝谷ヤツガタケトウヒ・ヒメバラモミ植物群落保護林など27箇所の保護林を設定しており、引き続き保護林の適切な管理を通じた生物多様性の保全に努めるとともに、開かれた国有林の視点に立って保護林の保存等の重要性等について情報の提供に努めることとする。

ウ 下諏訪町の「^{ななしまやしま}七島八島湿原植物群落保護林」における、ヒメジョオン等の帰化植物の除去対策について、地元関係団体等と連携して湿原植物群落の再生に取り組むこととする。

エ 個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進するため、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係者等と連携して、利用のルール等の啓発等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処することとする。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	1 【 1 】	1, 5 1 1 【 1, 5 1 1 】
林木遺伝資源保存林	4 【 4 】	1 1 5 【 1 1 5 】
植物群落保護林	1 8 【 1 8 】	1 1, 3 7 1 【 1 1, 3 7 1 】
特定地理等保護林	4 【 4 】	5, 4 4 5 【 5, 4 4 5 】
総 数	2 7 【 2 7 】	1 8, 4 4 2 【 1 8, 4 4 2 】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：森林生態系の保存、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等
- ・林木遺伝資源保存林：主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定地理等保護林：岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護

② 緑の回廊

ア 千曲川上流森林計画区の蓼科山から伊那谷森林計画区の編笠山までの稜線を結ぶ区域を緑の回廊として設定し、野生動物の日常行動や季節移動時の経路を確保することにより、分断された個体の交流を促し、個体群の遺伝的組成の健全化を図るとともに、植物についても、動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努めることとする。

また、隣接する民有林（山梨県有林等）において、緑の回廊八ヶ岳関係区域として連携した森林施業を行うことにより、緑の回廊の機能の充実を図ることとする。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査を行い、調査結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称		延長（k m）	面積（h a）
緑の回廊八ヶ岳		21【21】	5,832【5,832】
内	（伊那谷森林計画区）	—【—】	3,676【3,676】
訳	（千曲川上流森林計画区）	—【—】	2,156【2,156】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：内訳面積は四捨五入しているため、全体面積と一致しないことがある。

参考）緑の回廊八ヶ岳関係区域（周辺民有林）：山梨県有林外1,034ha

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年、ニホンジカによる農林業被害、高山植物被害が顕著になっており深刻な状況になっている。皆伐跡地は防鹿柵等の防護措置をとらないと造林できない状況にある。このため環境行政をはじめ、関係県・関係市町村・関係団体等と連携を図りつつ、特定鳥

獣保護管理計画に基づき、剥皮を防止する保護ネット等の効果的な装着、防鹿柵や囲いワナの作設及び個体数調整に取り組む。

また、ツキノワグマ・カモシカの被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の効果的な使用や個体数調整により造林地等における食害等を未然に防止することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

② ボランティア団体との連携

中央アルプス駒ヶ岳周辺における高山植物の荒廃が著しい箇所において、ボランティア団体等と連携した植生再生事業に引き続き取り組むこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林のもつ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、間伐等の森林整備を通じて生産される低質材等有効利用や、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行に伴う木質エネルギー利用の増加も考慮しながら、木材の安定供給に努めることとする。

② 木材の生産及び販売

間伐材の利用促進等にあたり、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、木材の販売にあたっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託の推進、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ることとする。

③ 木材の利用

木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、また、同年12月には「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたところである。加えて、平成23年5月には国土交通省において、木造の官庁施設に適用するための「木造計画・設計基準」が定められたところでもある。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

(2) その他必要な事項

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス県立自然公園等森林レクリエーション資源が豊富なこと等から、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健、文化、教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を行うこととする。

① レクリエーションの森

北八ヶ岳自然休養林等のレクリエーションの森については、自然景観の探勝や森林浴など保健休養の場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

なお、歩道周辺等における安全を確保するため、関係機関等が連携しつつ、各施設の設置・管理者等による危険木の除去等に努めることとする。

レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 休 養 林	1 【 1 】	1, 0 3 7 【 1, 0 3 7 】
自 然 観 察 教 育 林	1 【 1 】	1, 2 8 7 【 1, 2 8 7 】
野 外 ス ポ ー ツ 地 域	1 【 1 】	1 1 5 【 7 3 】
風 景 林	5 【 5 】	8 5 0 【 8 5 0 】
風 致 探 勝 林	4 【 4 】	5 6 1 【 5 6 1 】
総 数	1 2 【 1 2 】	3, 8 5 0 【 3, 8 0 9 】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い、所管換等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

(3) その他必要な事項

活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求め、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、市町村等との連携を図りつつ各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

② 社会貢献の森

企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市町村等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
御柱の森	383	東俣国有林1137、1141～ 1146、1149、1150、 1152、1153林班

④ ^{ゆうゆう}遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
多摩市民の森 ・フレンドツリー	19	西嶽国有林1329い、と、 1330い、ろ林小班

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

(2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

分収林の内訳

区 分	箇 所 数	面 積 (h a)
分収造林	18 (0)	69 (0)
分収育林	3 (1)	92 (5)
計	21 (1)	161 (5)

注1：()は法人の森林の数値(うち数)である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市町村、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進することとする。

イ 次代を担う子供達に対し、森林・林業を国民全体で支えるものとの理解を醸成することを目標として、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、技術指導等の多様な取組を推進することとする。

ウ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等にも取り組むこととする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPOや教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業として、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

このため、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。